

< 論 説 >

マルクスの個人観について

沢 田 幸 治

—

マルクスの将来社会像はどのようなものであったのかという問題の考察にあたって、とりあげなければならない重要な論点の一つは、マルクスがいかなる個人観をもっていたのかということであろう。すなわち、マルクスが社会との関係において個人をどのように位置づけ、評価していたのかということであろう。

この点で注目されるのは、マルクスが研究の初期においては個人を評価するにあたってしばしば利己的という形容を付しているということである。個人を利己的な存在として、いわば否定的な存在として評価し、それゆえ個人は類=類的存在とならなければならないとしていたということである。これに対して、研究の後期においては、個人の自由が（その実現が）歴史の到達目標とされているかにみえるということである。マルクスは将来社会を「自由な個性」の段階（=社会）と述べているからである。個性の段階というのは個人が全体=社会に埋没することのない独立した存在であり、かつ、自己の能力を自由に展開できる存在になっているような段階=社会のことと考えることができるであろうから、ここでは、個人は、肯定的な存在として評価されているとみなしてよいわけであろう。とすれば、われわれが考えなければならないのは、研究の初期における否定的な評価である個人（利己的な個人）と後期における到達目標としての解放された個人という肯定的な評価を与えられている個人とは、どのような関係にあるのか、ということであろう。この点の考察は、マルクスの考える将来社会を仮りに社会主義社会と名づけるとすれば、その将来社会=社会主義社会が一部にいられているような個人の自由を否定する社会なのかどうかということを判断するための一材料を提供することにもなるであろう。

このような問題の考察にあたって、われわれは、マルクスの『経済学批判要綱』中の記述（ごく短い記述）をとりあげることとする。もとより、この記述はごく短いものであり、その検討によってマルクスの個人観のすべてを知ることは無論不可能であろう。したがって、小稿の考察はマルクスの個人観——と将来社会像についての見解——、その全体像へ接近するための手がかりの獲得にとどまるとすべきものであろう。

二

マルクスの個人観——とそれとの関連における将来社会像観——の考察にあたって、『経済学批判要綱』中の一文の検討に先立って、まず最初に、利己的な個人と、その止揚——人間の解放の「完成」——について述べている初期の論稿『ユダヤ人問題によせて』中の一文について、みとおくことにしよう⁽¹⁾。

「あらゆる解放は、人間の世界を、諸関係を、人間そのものへ復帰させることである。

政治的解放は、一方では市民社会の成員への、利己的な独立した個人への、他方では公民への、法人への人間の還元である。

現実の個別の人間が、抽象的な公民を自分のうちにとりもどし、個別の人間のままでありながら、その経験的な生活において、その個人的な労働において、その個人的な関係において、類的存在となったときはじめて、つまり人間が自分の『個有の力 (forces propres)』を社会的な力として認識し、組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力の形で自分から切りはなさないときにはじめて、人間の解放は完成されたことになるのである。』⁽²⁾

みられるように、ここでは個人は「利己的」という形容を付して語られている。政治的解放という形で解放された個人を、すなわち、市民社会の成員たる個人を、マルクスは利己的な(独立した)存在とみなしているのである。そして、このような利己的な独立した個人から成る市民社会を人間どうしが互いに共同・協力しあう社会ではないとみているのである。この社会においては、人々(個々人)は、相互に他者を目的としてではなく自分の利己的な目的を獲得するための手段として位置づけているとみなしているのである。それゆえ、マルクスにあっては、市民社会は「利己主義の領域、万人の万人にたいする戦いの領域」というようにとらえられることになる⁽³⁾。

では、なぜ、市民社会の構成員である個人が利己的な存在(のまま)であったのか。マルクスによれば、それは、政治的解放が、そうした存在を認めるような解放だったからということである。すなわち、政治的解放というのは、人間の解放の「完成」を目的とした解放(革命)ではなく、「利己的な人間の自由」を「是認」するような解放(革命)のことだからである。古い(封建)制度を粉碎した政治革命(いわゆる市民革命)は、一方では人々を政治国家の成員=法人という形で、しかし他方では、市民社会の成員=利己的な個人として解放したわけであるが、両者の関係についてマルクスは、前者を抽象的な存在、後者を現実的な存在ととらえているのである。そして、現実的な存在たる利己的な個人から成る市民社会、利己的な個人の自由を是認する市民社会こそが政治的国家の基礎であるとしているのである⁽⁴⁾。

さて、市民社会の成員たる人間(個々人)が以上のように利己的な独立した(あるいは孤立した)個人であり、市民社会が人間同士が相互に共同・協力しあう社会でなく、他者を自分の利己的な目的を実現するための手段として位置づける社会であり、「万人の万人にたいする戦いの領

域」であるとするれば、そのような社会は当然、人間的解放の「完成」された社会ということにはならない。では、マルクスは、どのようにして、人間的解放が完成されると考えていたのであろうか。引用から明らかなどおり、マルクスはそれを人間＝個人がさまざまな場において類的存在になることに求めているのである。したがって、われわれは個人が、このような類的存在となった社会をマルクスはありうべき将来社会として展望していたと考えることができるであろう。そして、その社会を、政治国家と市民社会の分離＝二重化が止揚された社会としてとらえていたとすることができるであろう。

以上のように、マルクスは、その研究の初期においては、個人を利己的な存在としてとらえていた（そして、その止揚について考察していた）とすることができるであろう。

三

われわれは、二で、初期の論稿『ユダヤ人問題によせて』中の一文においてマルクスが個人を利己的な存在ととらえていたことをみた。すなわち、そこでは、個人は否定的な存在と評価されていることをみた。われわれはそれが初期におけるマルクスの個人観であると考えられるわけである。しかし、後の『経済学批判要綱』⁽⁵⁾においてはマルクスの個人観は、これとかなり異なっているようにみえる（『資本論』においても同様であるようにみえる）⁽⁶⁾。そこでは個人は否定的に評価される利己的な存在としてではなく、肯定的な存在としてとらえられているように思われる。なぜなら、『要綱』においては、到達されるべき将来社会（マルクスはそれを第三段階としているが）を「個性性の段階」と述べているからである。この「個性性の段階」について述べている——われわれの考察対象とする——一文は次のとおりである。

「……人格的な依存諸関係（最初はまったく自然生的）は最初の社会的形態であり、この諸形態においては人間的生産性は狭小な範囲においてしか、また孤立した地点においてしか展開されないのである。物象的依存性のうえにきずかれた人格的独立性は第二の大きな形態であり、この形態において初めて、一般的社会的物質代謝、普遍的関連、全面的欲求、普遍的諸能力といったものの一つの体系が形成されるのである。諸個人の普遍的な発展のうえにきずかれた、また諸個人の共同体的、社会的生産性を諸個人の社会的力能として服属させることのうえにきずかれた自由な個性性は、第三の段階である。第二段階は第三段階の諸条件をつくりだす。それゆえ家父長的な状態も、古代の状態（同じく封建的な状態）も、商業、奢侈、貨幣、交換価値の発展とともに衰退するが、同様にまた、これらのものと歩みを同じくして近代社会が成長してくるのである。」⁽⁷⁾

原文も掲げておこう。

……Persönliche Abhängigkeitsverhältnisse (zuerst ganz naturwüchsig) sind die ersten Gesellschaftsformen, in denen sich die menschliche Productivität nur in geringen Umfang und auf isolirten Punkten entwickelt, Persönliche Unabhängigkeit auf sachlicher Abhängigkeit gegründet

ist die zweite grosse Form, worin sich erst ein System des allgemeinen gesellschaftlichen Stoffwechsels, der universalen Beziehungen, allseitiger Bedürfnisse, und universeller Vermögen bildet. Freie Individualität, gegründet auf die universelle Entwicklung der Individuen und die Unterordnung ihrer gemeinschaftlichen, gesellschaftlichen Productivität als ihres gesellschaftlichen Vermögens, ist die 3te Stufe. Die 2te schafft die Bedingungen der 3ten. Patriarchalische, wie antike Zustände (ebenso feudale) verfallen daher ebenso sehr mit der Entwicklung des Handels, des Luxus, des Geldes, des Tauschwerths, wie die moderne Gesellschaft in gleichem Schritt mit ihnen emporwächst.

みられるようにマルクスは上の引用文の中で「自由な個性性は第三の段階である」と述べている。第三の段階というのは「現在の社会」(第二段階)の諸矛盾が克服された段階、第二段階を超えた段階、したがって到達目標としての段階とみなすことができよう。このような第三段階をマルクスは個性性の段階としているのであるから、この『要綱』において、(したがって『要綱』の時期——1857, 58年ごろ——には)、個人を肯定的な存在とみなしていたと考えることができるであろう。この点を正確に言えば、この段階の個人は、すでに利己的ではなくなっている個人であろう。利己的存在ではない「自由な存在としての個人」がこの段階の個人とみなされているのであろう。とすれば、どのようにして、利己的個人から利己でない個人への移行=転換がなされたのが考察課題となろう。自由な個性性の段階を到達目標とすることのうちには、このような考察課題も含まれているとわれわれは考える。

この問題の考察のためには、まず、引用文中の「自由な個性性」とはそもそもどのような意味なのかを正確に知る必要があるだろう。この点を単に、将来の望ましい社会=段階といった、抽象的なレベルではなく、もう少し具体的に、厳密にとらえる必要があるであろう。引用文全体を検討する中で、この問題を考えることにしよう。

われわれが引用して掲げたマルクスのこの記述は、多くの論者によって、マルクスの『『依存関係』史論』の展開であるとみなされてきたところである⁽⁸⁾。だが、はたして、マルクスはここで「依存関係」という視角=観点から世界史を画期=段階づけているのであろうか。そのような見解は正しくないとわれわれは考える。引用文を検討してみよう。

確かにマルクスはこの引用文中で「最初の社会形態」について、それは「人格的依存諸関係」である、と述べている。また、第二の「大きな形態」についてもそれは「物象的依存性」のうえにきずかれた人格的独立性であると述べている。これを見れば、われわれは、マルクスが「依存関係」の観点から世界史を展開していると考えたくなるであろう。すなわち、第一形態を「人格的依存関係」の社会、第二の形態を「物象的依存性」の社会というように考えたくなるであろう。しかし、肝心の第三段階についてはどうであろうか。いうまでもなく、それについては、それがどんな社会形態なのか、どんな「依存関係——依存性」なのかについての何の説明も与えら

れていない。そもそもこの「自由な個性性」についていえば、それは第三の「段階」というように、段階としてとらえられているのであって、形態としてとらえられているわけではないのである。われわれが依存関係史観とする見解に疑問を持つのは何よりも、このことによる。マルクスの記述を素直に読むなら、この第三段階については、それが「依存関係」という観点からの規定ではないことは明らかであろう。しかし、第三段階が「依存関係」の観点からの規定でないとすれば、第一の段階についても第二の段階についても「依存関係」の観点からする世界史の段階＝画期づけなのかどうかを今一度検討してみる必要があると思われる（なお、マルクスは、「自由な個性性」を第三の「段階」とすることによって、第二「形態」を第二「段階」と位置づけ、とらえ直している）。このような疑問を持った目で第二形態＝段階を再度みてみれば、第二の社会形態というのは「物象的依存性」ないしは「物象的依存関係」という社会形態のことではなく、（物象的依存性のうえにきずかれた）「人格的独立性」（という社会形態）のことである、ということに気づくであろう。すなわち、この記述においてマルクスは「人格的独立性」が第二の社会形態であると述べているのである。そしてこの人格的独立性という社会形態は人格的独立性を可能とし、実現しているような社会（形態）という意味に理解すべきであろう。したがって直截的にいえば人格的に独立した人々から構成されている社会、そして相互に無関心な人々から構成されている社会、という意味であろう。このような社会のことをマルクスは第二形態としているわけである。しかし、第二形態（＝段階）がそのような社会のことであるとすれば、第一の形態である「人格的依存（諸）関係」についても再考の必要があるであろう。それは、単に、人間どうしが互いに人格的に依存しあっている社会と理解するだけでは不十分であろう。人格的依存関係という意味は、人間が独立＝自立しえていないことを意味するばかりでなく、人格的な支配＝被支配（従属）関係にあるということをも意味していると考えられるからである。したがって、人格的依存（諸）関係＝社会というのは、支配＝被支配（従属）という意味をも含めて、人々が人格的に依存しあっている社会というように考えるべきであろう。確かに「依存関係」という時、われわれは多くの場合、商品＝市場社会を念頭において〈分業＝交換〉の関係を思い浮かべるであろう。そして、それから類推して、未だ私的所と商品（交換）が十分に発展していない社会を人格的な依存関係の社会と考えたくなるであろう。そして、ヘーゲルの市民社会観——欲求の体系であると同時に相互依存の体系でもある^⑨という市民社会観——を初期のマルクスが受けついでいると考えるなら、なおさらそうであろう。しかし、このような先入観にとらわれることなく、マルクスの記述を素直に読むなら、上のように理解されるであろうと思われる。

さて、以上より、われわれは、マルクスのこの記述は、「依存関係史観」——依存関係という観点からする世界史の展開＝画期（段階）づけではないと考える。では、この記述で展開されているのは、どのような観点からする展開＝段階規定なのであるだろうか。この点が明らかにされなければならない。今一度マルクスの記述をふりかえってみよう。

マルクスは、最初に二つの（大きな）社会形態について述べている（そして、後で、それを段階と

して位置づけ、とらえ直している)。それはわれわれの考えによれば、第一形態（段階）である人格的に独立していない人々、したがって、依存・支配＝被支配（＝従属）関係にある人々から構成されている社会、すなわち、人格の独立性が未だ達成されていない社会、と第二形態（段階）である人格的に独立していると同時に相互に無関心な人々から構成されている社会のことであった。したがって、マルクスの第一形態（段階）と第二形態（段階）との区別は、人間が人格的に独立しているか（未だ）していないかという点からする区別であったといえる。すなわち、人格の独立性が、社会形態（段階）を区別する観点であったといえる。最初の二つの形態（段階）をみる観点はこのように考えられるのである。以上を踏まえた上で、マルクスのここでの歴史の段階規定＝画期づけをみてみれば、①第一段階——人々が人格的に依存・支配＝被支配（＝従属）の関係にある社会＝段階、②第二段階——人々が人格的に独立し、かつ、相互に無関心な関係（状態）にある社会＝段階。③第三段階——自由な個性性の段階、ということになる。上で、われわれは、①と②をみる観点についてみたわけであるが、では③まで含めて、①、②、③を貫く観点は、どのように考えるべきであろうか。この第三段階が、依存関係という観点からのものでないとするれば、それは一体どのような観点からのものでであろうか。第一段階と第二段階に共通の観点が、人格の独立性（の有無）という観点であったわけだが、第三段階もまた、このような観点からする段階＝画期づけであろうか。第三段階、そのものを検討することによってこの点を考えてみよう。

マルクスは、自由な個性性を第三の段階としているのであるから、第一段階、第二段階は、この第三段階に至る段階ということになろう。マルクスが第一形態、第二形態を第一段階、第二段階と位置づけ直したことは、このようなことを意味するものと思われる。その当否は別にして段階（die Stufe）というのは、発展段階のことを意味するものだろうからである⁽¹⁰⁾。そのようにとらえた上で、まず第三段階である個性性の意味を考えてみれば、それは、先にも少しふれたところであるが、個人が個人として独立していること、他者によって支配されず、また全体（社会＝集団）にも埋没していないこと（つまり個々人が人間一般に解消されない具体的な存在となっていること）、そして、自分の能力を自由に発揮できるような状態にあることという意味であろう。それゆえ、上のように理解してよいとすれば、世界史は人間がこのような個人として——人間一般に解消されず、全体に埋没することなく——存在できるようになる状態へと至る過程としてとらえられているということになろう。したがって世界史の段階＝画期は①個人が個人として独立できていない段階——人格の依存性の段階、②人間が人格的には、一応自由で独立はしているが（つまり、形式的、抽象的には自由な存在となっているが）、その自由、独立を実際に、具体的に保証する基礎が完全には与えられていない段階（他者によって人格的に支配されてはいるが、また全面的に共同体規制等のおかれていないという意味では、自由で独立した存在となっているとしても、その人格的な独立性を保証する物的基礎がすべての個人に与えられているとはいえない段階）、そして③個人が個人として独立し、自由に自己の能力を開花＝展開できる段階——そのための能力と手段を持つに至った段

階——（第三段階）ということになろう。この最後の第三段階をマルクスは人間解放の「到達点」として展望しているとわれわれは考えるのである。したがって、一部の論者がいうように、マルクスは決して世界史を依存関係史として——その観点から——展開しているのではない、と考えるのである。もし、依存関係史としての展開であれば第三段階は、どのような依存関係の形態＝段階であろうか、説明できないであろう。

四

われわれは三において、マルクスの『要綱』中の記述は個人が個人として独立し、人間一般に解消されるような抽象的存在でなく、全体に埋没することのない具体的存在として自己の能力を自由に展開できるようになること（＝人間解放）を将来展望として語っている（その観点から世界史の画期＝段階を与えている）記述であると考えた。したがって、ここでは、個人は利己的な克服されるべき存在としてではなく、積極的、肯定的な存在としてとらえられているということができよう（自由な個性性が到達＝達成目標とされているのであるから）。では、このような個人と否定的に評価された個人との関係はどのようなものであろうか。両者とも同じ個人であるはずなのに、一方が否定的に評価され、他方が肯定的に評価されているのは、どのような理由によるのであろうか。この点を知るためには、前者の（利己的な）個人がどのような条件＝基礎の上に立つ個人なのか、後者の個人がどのような条件＝基礎の上に立つ個人なのかを知る必要がある。

まず、前者について。

マルクスが政治革命＝市民革命との関係で、この点にふれているいくつかの記述を引用しておこう。

「政治的革命は………市民社会の政治的性格を揚棄した。それは市民社会をその単純な部分に、つまり一方では個々人に、他方では、これらの個々人の生活内容である市民的状況を形成する物質的および精神的諸要素に粉碎した。」⁽¹¹⁾

「封建社会は、その基礎へ、人間へ、解消された。しかし、それは、実際にその基礎となっていたままの人間、利己的な人間への解消であった。市民社会の成員であるこういう人間が、いまや政治的国家の土台であり前提である。」⁽¹²⁾

「(このような) 利己的な人間の自由とこの自由の是認」は人間の「生活内容をなしている精神的小および物質的諸要素の勝手きままな運動を是認すること」だった⁽¹³⁾。

マルクスはこのような「勝手きままな運動の是認」「利己的な人間の自由の是認」というのは、実は、市民生活の権利＝自由（人権）のことだとして次のように述べている。

「公民の権利とは区別された人の権利が、市民社会の成員の権利、すなわち利己の人間の、人間と共同体とから切りはなされた人間の権利にほかならない。」⁽¹⁴⁾ 「自由の人権の実際上の適用は、私的所有という人権である。」⁽¹⁵⁾ 「私的所有の人権は、任意に、他人にかまわずに、社会から独立に、その資力を収益したり処分したりする権利、つまり利己の権利である。」⁽¹⁶⁾

以上、いくつかの引用を行なったが、ここからいえるのは、利己的な個人の条件=基礎は、私的所有(人権)である、ということであろう。

では、次に、これに対して、「個性性の段階」で想定されている個人の条件=基礎はどのようなものであろうか。『要綱』中のマルクスの記述を再度ふりかえってみよう。次のとおりであった。

「自由な個性性」の段階は「諸個人の普遍的な発展のうえにきずかれた、また諸個人の共同体的、社会的生産性を諸個人の社会的力能として服属させることのうえにきずかれた」段階である。この文の意味を検討することによって、自由な個性性の段階における個人の条件=基礎を明らかにすることを試みよう。まず、叙述の前半部分である「諸個人の普遍的な展開」の意味は、一応、明らかであろう。したがって、考察しなければならないのは、後半部分の「諸個人の共同体的、社会的生産性を諸個人の社会的力能として服属させる」という意味についてであろうが、この点については、次のように考えられよう。すなわち、この段階においては、生産性=生産力は、個人が個人として達成=発揮されるものではなく、諸個人として、結合した個人として(共同、協力という形で)達成されるということ、そしてまた、このような生産性(力)は、一部の人々に対してではなく、全社会、全産業に対して、作用を及ぼすようなものになっているということであろう。したがって、このような生産性(力)が、服属=コントロールされることなく、その力を発揮するなら、全社会(あらゆる人々、あらゆる産業)が大きな打撃を受けるわけであろうから、この巨大な生産性(力)は、諸個人、結合した個人によって意識的にコントロールされなければならないということであろう。それによって、生産力は、人々にとって大きな役立ちをすることができるわけである。以上よりすれば、第三段階の個人は精神的、肉体的、文化的等々において、発展をとげた個人であり、そうした個人は、共同、協力することによってはじめて、達成できる——またコントロールできる——生産性(生産力)の上に立つ個人である、ということができよう。それゆえ、この個人は、マルクスが、その初期において、述べた、「類的存在」となった個人とみなしてよいかも知れない。

以上より、一応の結論を与えれば、利己的個人の条件=基礎は、私的所有(私的原理)であり、個性性の段階における個人は共同=協同所有(原理)を条件=基礎とする個人であるということになろう。このような条件=基礎こそが、個人の独立=発展を——自由な発展を——可能にすると考えられているわけであろう。なお最後につけ加えればそれは決して、全体=集団(共同体、社会など)への埋没を意味するわけではないということ、私的ということと(排他的ということ)個体的ということは、別のことであるということである。

注

- (1) K. Marx „Zur Judenfrage“ Karl Marx–Friedrich Engels: Werke. Band I. Institut für Marxismus–Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin, 1965. 所収。(邦訳「ユダヤ人問題によせて」『マルクス エンゲルス全集』第1巻, 大月書店, 所収)。Marx Engels Gesamt Ausgabe (MEGA) Erster Abteilung

Werke. Artikel. Entwürfe Band2 (März 1843 bis August 1844). Dietz Verlag, Berlin, 1982. 所収。

小稿での引用は Werke (邦訳 大月書店) によった。引用ページは (Z.J.W.I.S.00, 00 頁) と示した。なお、WI は 1 巻の、S は Werke のページの、頁は邦訳ページの意である。引用はこのように Werke (邦訳 大月書店) によったが、MEGA も参照した。また、邦訳については今村仁司・三島憲一監修『マルクス コレクション』I 所収の「ユダヤ人問題によせて」徳永恂訳、2005 年、筑摩書房も参照した。

なお、これに関連した問題について、拙稿「類的存在と人間の解放の『完成』」神奈川大学経済学会『商経論叢』45-2・3 合併号 (2010 年 1 月) 所収、において若干の考察を行ったことがある。

- (2) Zur Judenfrage —以下 Z.J.と略記—W.I-S370, 407 頁。
- (3) マルクスは人間が宗教を公法から私法へ追いやることによって自分を宗教から政治的に解放するとのべ、その場合、宗教は市民社会の精神になるとのべているが、その市民社会 (の精神) について、T. ホッブスの言を引きつつ、それは利己主義の領域、「万人の万人にたいする戦いの領域」だとしているのである。
- (4) この点については、「ユダヤ人問題によせて」の中で、くり返し語られている。例えば次のとおりである。
 (政治革命によって)「封建社会は、その基礎へ、つまり人間へ、解消された。しかしそれは、実際にその基礎となっていたままの人間、利己的な人間への解消であった。
 市民社会の成員であるこういう人間が、いまや政治的国家の土台であり前提である……利己的な人間の自由とこの自由を是認することは、かえって彼の生活内容をなしている精神のおよび物質的諸要素の勝手きままな運動を是認することである。」
 (Z.J.W.I.—S 369, 405~06 頁)
- (5) K. Marx Ökonomische Manuskripte 1857/58, Grundrisse, Karl Marx—Friedrich Engels Gesamtausgabe (MEGA) Zweite Abteilung „Das Kapital“ und Vorarbeiten Band I, Dietz Verlag Berlin 1976. 所収。(邦訳『経済学批判要綱』『1857-58 年の経済学草稿, I』大月書店, 所収)。以下、それぞれ Gr.『要綱』と略記する。引用頁は、(Gr.M.I.S.00, -00 頁) と表記する。M.I.S は MEGA. Zweite Abteilung Band I のページ (ザイテ) の、頁は、邦訳ページの意である。
- (6) ここで、さしあたり、念頭においてるのは Das Kapital『資本論』第 I 部第 7 篇第 24 章第 7 節中のいわゆる「個人的所有」(「個体的所有」)の創出についてである。
- (7) Gr.M.I.S.90-91, 138 頁。
- (8) 「依存関係史論」とみる代表的論者の例として望月清司氏をあげることができるであろう。氏は、「この『依存関係』史論——いまではそう呼んでよいであろう——」は海外では「別段の注目を浴びていない」が、わが国では、杉原四郎氏をはじめ、多くの人々が注目し、それは「世界史の三段階論」、「世界史の三段階把握」を展開しているのだとみなしている。望月清司『マルクス歴史理論の研究』, 1973 年, 岩波書店, 参照 (とりわけ第 5 章『依存関係の世界史像』参照)。
- (9) ヘーゲルは市民社会を「倫理の喪失態」であるととし、それは「主観性の原理」(欲求の体系)と「相互依存の原理」に基づいた社会であるとしている。
 「特殊的人格として自分が自分にとって目的であるところの具体的人格が、もろもろの欲求のかたまりとして、また自然必然性と恣意の混合したものとして、市民社会の一方の原理である。ところが特殊的人格は、本質的に他人のこのような特殊性と関連している。したがってどの特殊な人格も、他の特殊的人格を通じて、そしてそれと同時に、まったく普遍性の形式というもう一方の原理によって媒介されたものとしてだけ、おのれを貫徹し満足させるのである。」G.W.Hegel. Grundlinie der Philosophie des Rechts. (Hoffmeister 版), 岩崎武雄『ヘーゲル』『世界の名著』44, 1978 年, 中央公論社, 所収『法の哲学』(藤野渉訳), S165, 413-14 頁。
- (10) 人類史をいわゆる「発展段階」としてとらえる史観 (進歩史観) については、検討すべき問題も存すると思われるが、ここでは、それについてはふれない。
- (11) Z.J, W.I—S368, 405 頁。

- (12) 同 WI—S369, 405 頁。
- (13) 同 WI—S369, 405 頁。
- (14) 同 WI—S364, 401 頁。
- (15) 同 WI—S364, 402 頁。
- (16) 同 WI—S365, 402 頁。

マルクスはこのような私的所有（人権）、個人的自由が市民社会の基礎となっているとみなしている。そして、そのため、市民社会においては、「各人は他人のなかに自分の自由の実現ではなく、むしろその障害を見いだせるようにさせられている」としている（WI—S365, 402 頁）。